

平成 24 年度東京都功労者表彰（技術振興功労）候補者推薦手続要領

1 趣旨

科学技術の進歩、産業の発展、都民生活の向上に貢献した者に対し、東京都功労者表彰（技術振興功労）候補者として推薦するための手続きを定める。

2 対象

- (1) 科学技術発展のため尽力し、科学技術の進歩、産業の発展、都民生活の向上に貢献し、かつ、20 年以上在職した功労顕著な者で、次の各号に該当する者
 - ア 科学技術上優れた研究・開発を行った者、又は研究・開発の育成実施に尽力した者
 - イ 公共的な科学技術振興団体の運営に尽力した者
 - ウ 公共的な科学技術研究施設の充実に尽力した者
 - エ 科学技術の普及啓発に尽力した者
 - オ 科学技術振興施策の推進に尽力した者
- (2) 特許、実用新案、意匠として登録された優秀な発明若しくは考案をなし、又はそれらの基礎を完成した者で、その業績が顕著な者
 - * 出願中、審査請求中のものは含みません
 - * 発明又は考案が共同で行われた場合、受賞に関して共同発明者又は共同考案者の承諾を得ることが必要です。この確認のため、推薦には共同発明者等の同意書の提出が必要となります。

3 欠格条項

次の各号に該当する者は推薦の対象となりません。

- (1) 同一または同種の功績により、既に東京都の表彰（東京都表彰規則、東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づくもの）又は国の栄典（叙勲、褒章）を受けている者
- (2) 主たる発明考案及びその関連発明考案について係争中である者（ただし原告を除く）
- (3) 現在、起訴されている者又は刑に処せられた者（道路交通法等違反を含む）
- (4) 表彰候補者又は関係する団体等について、以下に挙げる事実が存在し、都民感情にそぐわないと思われる場合
 - ア 犯罪容疑により取調中である場合
 - イ 近年、公正取引委員会による取調べを受けた場合又は同委員会の審決等を受けた場合
 - ウ 近年、公害の責任を問われている場合又は業務に関して相当規模の人身事故を起こした場合
 - エ その他、表彰することが適当でないような事実が新聞、週刊誌等で報道された場合
- (5) 現に経営する主たる事業所又は勤務する事業所が都内に所在しない者

(6) 東京都職員又は東京都議会議員の歴を有する場合（ただし、離職してから相当年数経過し、かつ在職中の職務に関連しない事績である場合はこの限りではない）

(7) その他表彰の趣旨に反すると認められる者（例：税金滞納者、公営企業の経営者等）

4 受賞者の決定

各推薦団体から推薦された者を産業労働局で審査の上、知事本局へ推薦します。最終的に知事本局によって受賞者が決定されます。受賞者数はその年によって変わります。

5 表彰式

表彰式は平成 24 年 10 月 1 日に、東京都庁第一本庁舎 5 階大会議場で行われる予定です。

6 推薦の手続き

(1) 表彰候補者の推薦については、候補者が所属する 1 企業又は 1 学校につき 1 名とします。

(2) 推薦団体の代表者は次の書類を添えて、産業労働局長あて推薦してください。

- ① 推薦書（様式自由＊産業労働局長あて） 1 部
- ② 調査票（別紙様式による） 3 部
- ③ 履歴書（別紙様式による） 3 部
- ④ 添付資料 3 部

業績に関係する、特許又は実用新案の公報、研究論文、新聞記事、表彰状の写し等

⑤ 同意書（発明又は考案が共同で行われた場合に別添様式による）

※上記、①から⑤の書類はすべて A4 サイズ、クリップ留めで提出してください。（ホチキス留めはしないでください。）

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 30 階

東京都産業労働局 商工部 創業支援課 技術振興係

電話 03-5320-4694

FAX 03-5388-1462

(4) 提出期限

平成 24 年 4 月 12 日（木曜日） 必着